

免除・延期等早見表（旧免許状所有者）

(1) 現在、学校(園)で働いている場合

職 種	更新講習			所定の期限までに修了確認ができなかった場合の	
	受講資格	職による免除	延期	身分	免許状
校(園)長	◎	○	○	そのまま	失効→返納
副校(園)長	◎	○	○	そのまま	失効→返納
教 頭	◎	○	○	そのまま	失効→返納
主幹教諭	◎	○	○	失職	失効→返納
指導教諭	◎	○	○	失職	失効→返納
教 諭	◎	×	○	失職	失効→返納
養護教諭	◎	×	○	失職	失効→返納
栄養教諭	◎	×	○	失職	失効→返納
講師(非常勤を含む)	◎	×	○	失職	失効→返納
養護助教諭	◎	×	○	失職	失効→返納
実習助手	○	×	×	そのまま	失効しない
寄宿舎指導員	○	×	×	そのまま	失効しない
学校栄養職員	○	×	×	そのまま	失効しない
学校事務職員、現業職員	×	—	—	—	失効しない

※「◎」は義務が課せられている者。

※学校事務職員等でも教員志望等であれば更新講習の受講は可能。

※免許状が失効した場合の返納先は、「岡山県教育委員会」。

(2) 現在、学校(園)で働いていない場合

職 種	更新講習			所定の期限までに修了確認ができなかった場合の	
	受講資格	職による免除	延期	身分	免許状
講師リスト登載者、採用内定者	○	×	×	—	失効しない
教員になる予定のない者	×	—	—	—	失効しない

※上記のいずれの場合も、働いていない時に修了確認期限を過ぎても免許状は失効しないが、期限後に講師等で勤務する場合などには事前に更新講習を修了する必要がある。